

消費税増税による廃棄物処理手数料の改定について

1 改定の趣旨

平成 26 年 4 月に消費税が 8%に引き上げられることに伴い、消費税引き上げ分を適切に転嫁するため、一部課税対象である「廃棄物処理手数料」を平成 26 年 4 月 1 日から改定します。

現在、廃棄物処理手数料を含めた市の手数料については、法の特例により消費税を納税していませんが、委託料等として消費税を支払っており、税率の改定によりその分の支払額が増えます。そのため、消費者（サービスの受け手）にその増税分を負担していただくために改定するものです。

なお、平成元年の消費税導入時および平成 9 年の税率改定時（税率 5%）には、廃棄物処理手数料を改定していませんが、今回の増税については、現在の財政状況を勘案し、消費税の原則どおり消費者に負担していただくこととしました。

2 改定の概要

(1) 対象

廃棄物処理手数料のうち、委託により行っている業務の手数料（粗大ごみ収集等手数料、浄化槽汚泥収集等手数料、小動物火葬手数料）に消費税率の引き上げ分を転嫁します。

(2) 計算方法

消費税率引き上げを反映した新料金は、次のとおり計算し、10 円未満を四捨五入して設定します。

(例) 旧料金 200 円 $\div 1.05 \times 1.08 = 205$ 円 \Rightarrow 新料金 210 円
旧料金 100 円 $\div 1.05 \times 1.08 = 102$ 円 \Rightarrow 新料金 100 円

10 円未満を四捨五入

3 主な改定額

(1) 粗大ごみ収集等手数料

- ・たんすなどの家具 500 円 \Rightarrow 510 円
- ・30 cm未満の小型家電製品（5 個まで） 500 円 \Rightarrow 510 円

(2) 浄化槽汚泥収集等手数料

- ・小型合併処理浄化槽（5 人槽 1.8m³） 5,000 円 \Rightarrow 5,140 円

(3) 小動物火葬手数料

- ・収集したもの 3,000 円 \Rightarrow 3,090 円
- ・処理施設へ持ち込んだもの 2,000 円 \Rightarrow 2,060 円